

ヒストリアン服務規則

(名称)

第 1 条 本専任委員は、ヒストリアンと称する。

(目的)

第 2 条 本専任委員は、区内におけるワイズメンズクラブの出来事を把握してその活動を歴史として整備することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本専任委員は、西日本区定款施行細則第 17 条第 1 項に基づき設けられる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 12 期までの再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(職務)

第 5 条 本専任委員は次の職務を担うものとする。

- ① ワイズ活動史などの作成に協力する。
 - ② 文献などの資料に基づき西日本区ワイズ運動をまとめ後世に伝える。
 - ③ 文献などの整理状況を確認し、不備があれば役員および事務所長等を指導する。
 - ④ 5 年毎に資料を検証し、年表などの中間資料を作成・整理する。
 - ⑤ その他、理事より特別に委託された職務を遂行する。
2. 上記①②の職務遂行において必要な場合、予め期間を定めた上、役員会の承認を得て、「西日本区ワイズ運動史編纂委員会」(略称：編纂委員会)を設置することができる。

(付則)

第 6 条 この規則に定めのない事項はヒストリアンと常任役員において協議する。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年 6 月14日	制定	2003年 7 月 1 日	施行	2004年 4 月 4 日	改正	2004年 4 月 5 日	施行
2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行	2016年 4 月 9 日	改正	2016年 7 月 1 日	施行
2017年 4 月 8 日	改正	2017年 4 月 8 日	施行				